

## 四国経済産業局における製品安全に係る法令違反への対応状況（令和5年度）

経済産業省においては、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び計画的立入検査により見いだされた違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都道府県による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生したときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置を取っている。

そのうち、令和5年度に当局が対応した事案（消費者に危害を及ぼすおそれがない事案を除く）の概要は以下のとおりである。

### 1. 概要

令和5年度に当局が対応した事案は1件であった。本事案は、一般消費者に危害を及ぼすおそれがあったため、事業者に対し、局長名の文書による厳重注意を行い、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

### 2. 個別の事案

品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
①リチウムイオン蓄電池  (製造事業者) 〔電気用品安全法〕	自己申告	技術基準に適合していないことが判明した。	製品回収及び再発防止対策の実施